

助成金の電子申請受付を開始しました

なお、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）については、これまでに受け付けていた計画届・変更届に加えて、支給申請も受付を開始しました。

雇用関係助成金

- 産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）
- 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）
- 早期再就職支援等助成金
- キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）（支給申請）
- 両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
- 両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）

令和7年度 勉強会 開催スケジュール

参加無料

勉強会 ■会場／中央区北4条西5丁目1 アスティ45 12階 研修室（ACU-A）

WEBでの参加も受け付けています。

開催日	構成	項目	内容	時間
2025年 9月18日（木）	第1回	テーマ	危ない会社の見分け方	15:00～15:45
		講師	（株）東京商工リサーチ 北海道地区本部長 竹川 彰夫 氏	
	第2回	テーマ	建設業の人手不足解消策 ～採用と育成の事例紹介～	15:50～16:50
		講師	キャリアフォローアカデミー（株） 藤塚 優子 氏（国家資格2級キャリアコンサルティング技能士）	
2025年 11月18日（木）	第2回	テーマ	北海道の企業のこれから	15:00～15:45
		講師	（株）東京商工リサーチ北海道支社 調査部部長 立花 昭仁 氏	
	第2回	テーマ	助成金受給のための解説と留意点	15:50～16:50
		講師	社労士・行政書士はまぐち総合法律事務所 代表 濱口 貴行 氏（特定社会保険労務士）	

相談・お問い合わせ／勉強会 参加申込書

■下記項目をご記入後、FAXでお申し込みください。（講演会・セミナー・勉強会への参加はEメールでも受け付けます）

相談・お問い合わせ		講演会・セミナー 参加希望日	
☐ 貴社へ相談員が訪問する ☐ 建設業チャレンジ支援センターから連絡が欲しい		☐ 第1回勉強会 (2025年 9月18日（木）) ☐ 第2回勉強会 (2025年11月18日（木）)	☐ 会場参加 ☐ WEB参加
貴社名	担当部署	役職名	
氏名	電話番号	FAX番号	
住所			
メールアドレス			

※参加受付は「先着順」とさせていただきます。参加希望者が多数の場合、日時の変更をお願いする場合があります。
 ※会場となるアスティ45の地下駐車場をご利用の方は、事務局にお申し出いただくと無料になります。
 ※本参加申込書にご記入いただいた個人情報は、建設業チャレンジ支援センターの対応・各種案内状送付を行う目的のみに使用します。

[FAX] 011-213-1648

[E-mail] sapporo-kisetsu@tsr-net.co.jp

お問い合わせ

建設業チャレンジ支援センター事務局
TEL.011-213-1647

申込書をFAXする場合はコピーをとってお使いください。

建設業チャレンジ支援センター

建設業の皆さんの
相談ごとの
解決を
お手伝いします！

ご利用
無料

こんな相談ごとはありませんか？

新しい分野に挑戦したい

ITを活用したい

人材採用がうまくいかない

経営を改善したい

使える助成金や補助金って何？

建設業の動向を知りたい

人材育成のアドバイスがほしい

営業手法を教えて

相談員が訪問いたします。もちろんご来所もOK！

気になる課題や疑問の解決をお手伝いします。まずは、お電話、FAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

建設業チャレンジ支援センター事務局
TEL.011-213-1647/FAX.011-213-1648

Eメール sapporo-kisetsu@tsr-net.co.jp

所在地 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 10F ㈱東京商工リサーチ北海道支社内

ご利用時間

9:00～17:00

※ご予約をお願いいたします。
土・日・祝日および
12月29日～1月3日はお休みです。

建設業チャレンジ支援センターは、㈱東京商工リサーチ北海道支社が、さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会から委託を受けて運営しております。（令和8年3月31日まで）

こんなお悩みを解決します！

うちでも使える助成金ってあるの？

雇用や人材育成の助成金があるので、解かりやすくご案内します。(社会保険労務士)

求人を出しても応募がこないんだよね？

求人票を見直してみませんか？(キャリアコンサルタント)

建設業の許可ってどうやって取得するの？

申請の方法などを詳しく説明します。(行政書士)

なかなか利益があがらないんだけど？

現場の効率などを見直してみませんか？(中小企業診断士)

法人化を考えているけど、どうすればいいの？

手続きの方法をアドバイスします。(司法書士)

税務申告についていろいろ知りたい。

申告書の書き方など、なんでも聞いてください。(税理士)

ご相談の流れ

①ご予約ください

【ご予約の手順】

電話または裏表紙のFAX送信票でお申し込みください。折り返し、係員より予約確認の連絡をいたします。

【直接ご来所】

ご相談をお受けいたします。ただし、予約優先となりますので、事前のご予約をお勧めいたします。

②ご相談のヒアリング

建設業チャレンジ支援センターの相談員が、皆さんが抱える課題をお伺いし、解決方法のご相談をお受けします。



③専門家が個別支援



課題の分野別に中小企業診断士、社会保険労務士、経営コンサルタントなどの専門家が対応します。内容に応じ、継続的な個別支援を行います。

建設業が利用できる助成金（抜粋）

季節労働の通年化

通年雇用助成金

支給までの流れ

①対象となる労働者の継続雇用
(対象となる労働者) 季節労働者
令和7年9月16日以前から雇用され翌年の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる人

②通年雇用届の提出 (令和7年12/16~翌年1/31)

③支給申請書の提出 (令和8年3/16~令和8年6/15)

④支給申請書送付

- 対象期間に支払った賃金の2/3 (71万円を限度)
- 2回目、3回目は賃金の1/2 (54万円を限度)
- 移動就労は、最高15万円

⑤支給 (不支給) 決定通知

⑥支給 (指定口座へ入金)

季節労働者とは？

正式には、雇用保険法で、「短期雇用特例被保険者」と言います。(雇用保険被保険者証の取得時種類の欄が、2又は3と記されています)

「短期雇用特例被保険者」

「季節的に雇用される人」でありかつ、「短期間の雇用につくことを常態としている人」を言います。

「季節的に雇用される人」

季節的業務に期間を定めて雇用される人を言います。

「短期間の雇用につくことを常態としている人」

- ①1週間の所定労働時間が30時間以上
- ②1ヶ月に賃金の支払われた日数が11日以上勤務
- ③4ヶ月を超え、また、1年未満の雇用期間の雇用を繰り返す人です。



従業員を新たに雇い入れる

特定求職者雇用開発助成金

- 高齢者、障がい者等の就職困難者を雇入れたい
- 雇入日時点で35歳から60歳未満の正規雇用に就くことが困難な方を、ハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇入れたい

トライアル雇用助成金

- 安定した仕事についていない人などを試行的に雇入れたい
- 就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を試行的に雇入れたい
- 35歳未満や女性を建設現場で現場作業等に就事する労働者として試行的に雇入れたい

雇用環境を整備

人材確保等支援助成金

- 若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的として、新規入職者への研修会、安全衛生大会の開催を行いたい

65歳超雇用推進助成金

- 定年を65歳以上へ引き上げたい
- 定年廃止などを行いたい
- 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換したい

人材育成・キャリアアップ

人材開発支援助成金

- 若年者等の育成と熟練技能の指導力強化などの訓練を受けさせたい
- 従業員に職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせたい

キャリアアップ助成金

- パート、契約従業員などを正規雇用者に転換したい
- パート、契約従業員などを対象に労働時間を延長して社会保険に加入させたい
- パート、契約従業員などの賃金を増やしたい

労働時間や賃金の改善対策等

働き方改革推進支援助成金

- 労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に取り組みたい

中小企業退職金共済制度

- 新たに中小企業退職金共済制度に加入したり、掛金を増やしたい